

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市のイメージキャラクターすいたんデザイン（以下「すいたん」という。）の適切な使用に関し必要な事項を定める。

(すいたんの図柄)

第2条 すいたんの図柄は、別に定める。

(すいたんに関する権利)

第3条 すいたんに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

2 市長は、無断ですいたんを使用している者又は使用しようとしている者に対し、使用の停止及びすいたんを用いて作成された物品等の回収を求める等の措置を講じることができる。

(使用承認の申請等)

第4条 すいたんを使用しようとする者は、あらかじめ、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の企画書
- (2) 図柄の使用形態を示す見本等
- (3) 団体等の概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (1) 市及びすいたんの信用又は品位の失墜、イメージを損なう場合及びそのおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する場合及びそのおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等を支援、支持、推薦、公認、賛同、助長、承認もしくは批判等をする及びそのような誤解を与えるおそれがあるものの場合やそのようなメッセージを発信する場合
- (4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク又は意匠として使用及びそのおそれがある場合
- (5) 責任の所在、商品の販売ルート、景品の頒布先、広報の実施先等が明らかでない場合
- (6) 立体物で、すいたんを表現したものと認められない場合
- (7) 他者を誹謗中傷し、または侮辱するものの場合及びそのおそれがある場合
- (8) その他第三者に不利益を与える場合及びそのおそれがある場合

2 市長は、前項の規定によりすいたんの使用承認をするときは承認通知書により、使用承認をしないときは不承認通知書により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、すいたんの使用承認をするときは、これに必要な条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 すいたんを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) すいたんの図柄として定められたデザイン及び色彩（指定色又は単色）を正しく使用する

こと。

- (3) すいたんの図柄を変形等する場合は、事前に市と協議の上、承認を受けること。ただし、キャラクターイメージを損なう変形はしないこと。
- (4) すいたんに台詞をつける場合は、別に定める文案から使用すること。
- (5) 動画で使用する場合は、すいたんに発声させないこと。
- (6) すいたんを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) すいたんを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
- (8) 市のイメージキャラクターであることを明示すること。
- (9) 販売を目的とした商品の場合にあっては、承認番号（「すいたん 吹田市承認第 号」）を、当該商品等、包装、広告等のいずれかに明示すること。
- (10) すいたんを使用する場合にあっては、市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (11) すいたんを用いて作成した物品等（提出することが困難であるときは、その写真等）を提出すること。

（使用料）

第7条 すいたんの使用に係る使用料は、原則として無料とする。

（使用期間）

第8条 すいたんを使用できる期間は、承認を受けた使用期間とする。ただし、商品化する場合には限り、使用期間の限度は当該使用の年度末とする。

（継続使用承認の申請等）

第9条 前条に規定する使用期間の満了後において、使用期間を除く申請内容に変更なくすいたんを使用しようとする者は、新たな使用期間の前3月に当たる日の属する月の初日から新たな使用期間の初日の前10日までに改めて、別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、仕様等に変更があるときには、第4条に規定する使用承認を得なければならない。

（使用内容の変更）

第10条 すいたんの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用内容について変更しようとするときは、直ちに市長へ申し出て、その承認を受けなければならない。

（使用承認の取消し等）

第11条 市長は、使用者がこの要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した取消通知書により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に基づき作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 承認を取り消されたことにより使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わない。

(報告)

第12条 使用者は、使用開始翌月の末日までに、完成品のデザインが分かるもの（画像・動画・実物）を提出し、使用数量を報告しなければならない。

(使用の非独占性等)

第13条 この要領に基づくすいたんの使用承認は、使用者が自己の商標又は意匠とする等の独占してすいたんを使用する権利を付与し、かつ、使用者及びその事業、商品等について市が推奨するものと解してはならない。

(経費等の負担)

第14条 市は、この要領によるすいたんの使用承認の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 市は、すいたんの使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、すいたんを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 使用者は、すいたんの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(使用承認の状況等の公開)

第16条 市長は、すいたんの使用促進を図る観点から、その使用承認の状況等を公開することができる。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、すいたんの使用に関し必要な事項は、シティプロモーション推進室長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月8日から施行する。